

# ○京都府立大学附属図書館運営委員会規程

(平成20年京都府立大学規程第28号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、京都府立大学附属図書館規程（平成20年京都府立大学規程第7号）第27条第2項の規定により、京都府立大学附属図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

**第2条** 運営委員会は、京都府立大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）の管理運営を円滑に行い、その整備充実を図るために必要な事項について審議する。

(組織)

**第3条** 運営委員会は、次に掲げる運営委員をもって組織する。

(1) 附属図書館長

(2) 文学部、公共政策学部、生命環境科学研究科及び農学食科学部和食文化科学科から選出された、教授を含む各3名、3名、6名及び1名の教員

(3) 附属図書館事務長及び附属図書館職員1名

2 前項第2号の運営委員にあつては、所属学部又は研究科の長、同項第3号の運営委員のうち附属図書館職員にあつては附属図書館長の内申に基づき、学長が任命する。

(任期)

**第4条** 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

**第5条** 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 附属図書館の管理運営に関する重要事項

(2) 附属図書館の整備充実に関する事項

(3) 附属図書館において購入する図書資料及び学術雑誌等の選択に関する事項

(4) 附属図書館に付設する施設及び設備に関する事項

(5) その他必要な事項

(会議の招集及び議長)

**第6条** 附属図書館長は、運営委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、附属図書館長があらかじめ指名する運営委員がその職務を代行する。

(会議)

**第7条** 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 運営委員会の会議の議事は、出席運営委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。

3 議長が必要と認めた場合には、運営委員会の会議に運営委員以外の教職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事)

**第8条** 運営委員会に幹事を置き、附属図書館職員をもって充てる。

2 幹事は、運営委員会の事務を処理する。

(運営の細目)

**第9条** この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行後最初に任命される第3条第2号の運営委員のうち、文学部から選出される運営委員2名、公共政策学部から選出される運営委員1名及び生命環境科学研究科から選出される運営委員3名の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。